

富士河口湖町議会第2選挙区

(旧上九一色村南部地区) 選出議員

増員選挙投票日は4月9日です。

あなたの一票から町政は始まります

棄権することなく投票しましょう

4月9日(日)は、富士河口湖町議会第2選挙区選出議員増員選挙(旧上九一色村精進・本栖・富士ヶ嶺地区)の投票日(投票時間は午前7時から午後8時まで)です。

この選挙は、3月1日に旧上九一色村の分村合併による増員選挙で、この選挙により選ばれる議員は2名です。一人ひとりの願いを町政に生かすため、あなたの貴重な一票を大切にしましょう。

投票できる人

この選挙の投票をするには、富士河口湖町(精進・本栖・富士ヶ嶺地区)の選挙人名簿に登録されていることが必要で、次の要件を満たしている人が名簿に登録され、今回の選挙に投票できます。

一、住所要件

・平成18年1月3日以前から富士河口湖町(精進・本栖・富士ヶ嶺地区)の住民基本台帳に記載され、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載さ

れている者。

・平成18年1月3日以前に転入届を出した方で、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者(1月4日以降転入届をされた人は、当町の選挙人名簿に登録されていません(3か月未満のため)ので投票できません。)

なお、4月9日(投票日)以前に町外(精進・本栖・富士ヶ嶺地区)からへ転出された人は、今回の選挙では投票できません。

二、年齢要件

・昭和61年4月10日以前に出生した者。

選挙人名簿登録の有無については、選挙管理委員会事務局(72-1112)へお問い合わせください。

入場券は郵送します

投票所の入場券は、4月7日ごろまでに届くように郵送します。



ご本人の氏名や投票所名を確認してから投票所にお出かけください。何かの事情で入場券が投票日まで届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へおいでください。

指定の投票所で

投票所は精進・本栖・富士ヶ嶺地区に、それぞれ次の場所に設けられます。

精進・本栖保育所 (第12投票区)	上九一色 コミュニティセンター (第14投票区)
本栖公民館 (第13投票区)	

指定された投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

また、町内で住所を移された転居の場合、以前の住所に入場券が送られることがあるかもしれませんが、入場券に記載された投票所で投票してください。

代理投票

体が不自由であったりして文字が書けない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく代理で筆記する代理投票もできます。本人が直接投票所受付で係員にお申し出ください。

投票日に投票所へ行けない人

～期日前投票のご案内～
仕事の都合や病気、旅行、出産などのやむを得ない理由により、投票日に投票所に行けない人のために、期日前投票の制度があります。

期日前投票をするには、本人を確認できる書類(運転免許証等)と入場券(届いている方)を持って、上九一色コミュニティセンターにおいでください。

期日前投票の期間は4月5日(水)から4月8日(土)までの毎日午前8時30分から午後8時までです。備え付けの宣誓書に不在の理由などを記入のうえ投票していただきます。

～不在者投票のご案内～

病院や施設に入院、入所されている場合、各施設で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会が病院等にお問い合わせください。

選挙管理委員会からのお知らせ

富士河口湖町 第2選挙区選出議会議員増員選挙

投票日

4月9日(日)

富士河口湖町選挙管理委員会では、4月9日に旧上九一色村との分村合併に伴う富士河口湖町議会第2選挙区選出議員増員選挙を次のとおり実施します。

告示日 4月4日(火)
 投票日 4月9日(日)
 投票時間 午前7時～午後8時
 開票時間 午後9時30分
 開票場所 富士河口湖町中央公民館

《期日前投票》

期間 4月5日～8日まで
 時間 午前8時30分～午後8時
 場所 上九一色コミュニティセンター

立候補予定者説明会を開催します

富士河口湖町選挙管理委員会では、富士河口湖町議会第2選挙区選出議員増員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 3月22日(水)
 午後1時30分

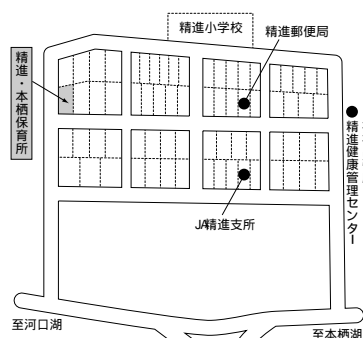
場所 富士河口湖町役場
 コンベンションホール

問い合わせ 富士河口湖町選挙
 管理委員会 72-11112
 内線 211

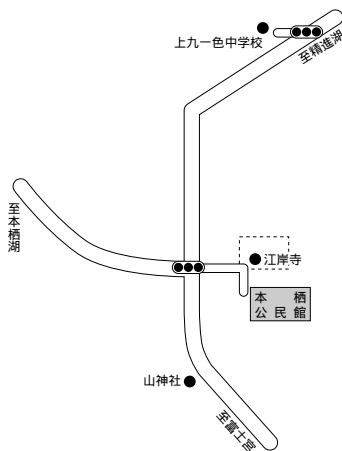
投票所案内略図

入場券に記載されている投票所で投票できます。

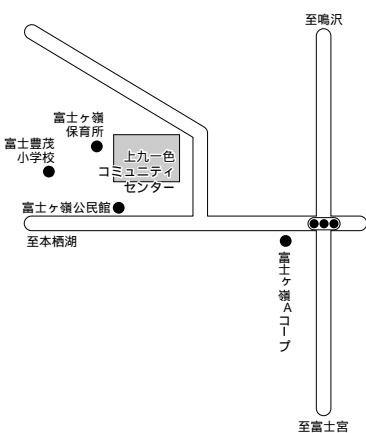
精進・本栖保育所 (第12投票区)



本栖公民館 (第13投票区)



上九一色コミュニティセンター (第14投票区)



有権者の皆さんの
 正しい良識と自覚で、
 明るく
 きれいな
 選挙を



きれいな選挙の実現は、民主主義の
 基盤をなすものです。

選挙浄化の動きとして、議会議員に
 よる自発的な「明るくきれいな選挙実
 現のための申し合わせ」等有権者を主
 体とした提起が行われた経緯があり
 ます。

明るくきれいな選挙は誰もが望ん
 でいます。これを実現できるのは有権
 者の自覚であり、候補者本人と選挙運
 動にたずさわる方の良識ある行動で
 す。

有権者一人ひとりの良識と自覚が、
 正しくきれいな選挙を実現すること
 になります。

選挙の浄化に皆さんのご協力とご
 参加をお願いします。

わたしたちの意見をこれからの町
 政に反映させるための代表者を選ぶ
 大切な選挙です。一人ひとりが責任を
 持って、一票を投じて、明るくきれいな
 選挙の実現にみんなで努めましょう。

選挙に関する問合せは、
 町選挙管理委員会事務局

72-11112へ



旧河口湖中原淳一美術館が「アートガイア 河口湖ミュージアム」に!

昨年11月30日で閉館しました、河口湖中原淳一美術館の後継が決まりました。



町では、旧河口湖中原淳一美術館の後継利用について、県内外から申し出のありました5社(県内3、県外2)からの再利用提案について、賃貸借方式であること、文化性のあること、経営上の持続的安定度が高いことの3つの基準に基づいて昨年11月25日、町長他12名の

選考委員会で選択した結果、株式会社「アートガイア」が第1位指名されました。

町でその後、1ヶ月あまりの調査・調整等を経て、1月27日の契約にいたしました。

株式会社「アートガイア」では、名称を「アートガイア河口湖ミュージアム」とし、未来ある現代アーティストを支援していく活動拠点としていくとして、4月1日のオープンを目指しています。

このオープニングの企画展として、国内外から広く若手アーティストたちから、現代版富嶽三十六景「作品公募を募り、そこでの入選作品を展示するそうです。

建物内部の概要ですが、1階は主催企画展、2階にはグループ企画などの展示を行う他、音楽を交えての、また、周辺のローケーションや喫茶

コーナー等も利用した中でサロンの空間にしていきたいそうです。

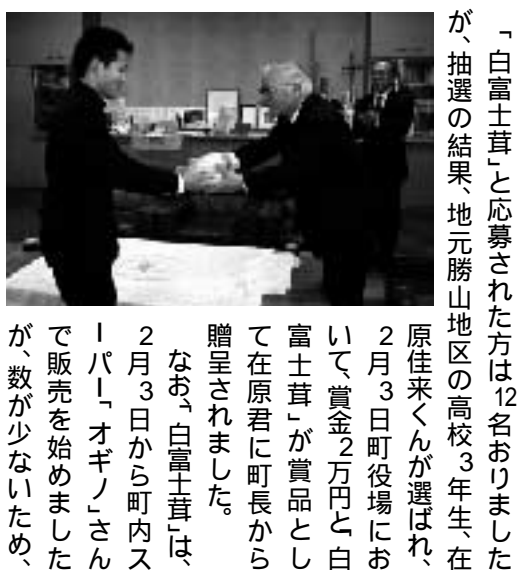
株式会社「アートガイア」につきましては、左記ホームページを参照して下さい。

<http://www.artgaia.jp>

町で栽培に成功した希少キノコの名前が決まる!!!

町で栽培に成功しました、中国産の希少キノコ、昨年12月27日から1月20日まで全国公募で名前を募集していました。

北は北海道、南は兵庫県から124名、330名の応募がありました。その応募をもとに1月31日、観光・旅館・報道関係者及び町関係者22名による選考委員会で名前が「白富士茸」と決まりました。



「白富士茸」と応募された方は12名おりましたが、抽選の結果、地元勝山地区の高校3年生、在原佳来くんが選ばれ、2月3日町役場において、賞金2万円と「白富士茸」が賞品として在原君に町長から贈呈されました。

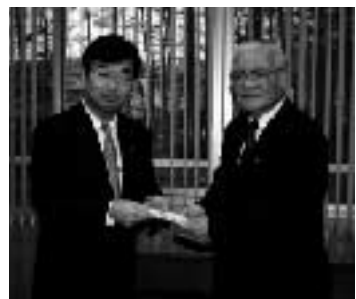
なお、「白富士茸」は、2月3日から町内スーパー「オギノ」さんで販売を始めましたが、数が少ないため、

1週間に1度くらい店頭に並ぶのではないかという話です。みなさんも、是非味わってみて下さい。

「白富士茸」に関する問合せは、町役場農林課 (72,1115)へ

東京電力から防犯灯20本寄贈いただく!

東京電力富士吉田営業所から2月1日、地域の犯罪防止の環境作りに役立てて欲しいと、防犯灯20W1灯型20本と留め金一式20本の寄贈を受けました。どうもありがとうございました。



船津保育所、手作りおやつ展で知事賞受賞!



第2回保育園の手作りおやつ展で、船津保育所が出品したきな粉と豆乳の和風ケーキが知事賞を受賞しました。おめでとございます。レシピはご覧のとおりです。参考にして下さい。

きな粉と豆乳の和風ケーキ

- ホットケーキミックス 12g
- 卵 12g
- 砂糖 8g
- みりん 1.8g
- はちみつ 2g
- 豆乳 4.5g
- サラダ油 1.2g
- きな粉 3g
- 生クリーム 5g
- いちご 10g

(1人分のg)

町営住宅「大嵐団地」 入居者募集！

現在、大嵐地区に建設中の町営住宅「大嵐団地」の入居者を募集します。

町営住宅は住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに低廉な家賃で供給するために、国の補助を受けて建設している住宅です。そのため公営住宅法や町条例で定められた入居資格を満たしていなければ入居することができません。

入居資格、募集概要は次のとおりです。

募集住宅

- ・富士河口湖町大嵐地内「大嵐団地」
- ・鉄筋コンクリート造、1棟3階30戸
- (3DK15戸、2DK15戸)・オール電化仕様

募集戸数 30戸

住宅の家賃等

○家賃 入居世帯全員の収入、世帯構成によって決定されます。

平成18年度予定家賃

23000円～50000円程度

(部屋の規模、収入により確定)

○敷金 家賃の3ヶ月分

○その他 共益的な経費がかかる場合があります。

入居資格

(1) 町内に住所又は勤務場所を有する方で、住宅に困窮していることが明らかな方。

(原則として、持ち家のある方、公営住宅な

ど公的な住宅にお住まいの方及び過去に公営住宅を不正に使用したことのある方は申し込むことができません)

(2) 入居を申し込まれる世帯の収入が法及び条例に定められた基準内であること。

(3) 同居しようとする家族を含めて、税金及び使用料、分担金、負担金、貸付金等の納付義務のある税及び使用料等の滞納がない方。

(4) 現に同居し又は、同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。結婚を予定されている方は、入居時までに新戸籍を提出すること。

(5) 連帯保証人は富士河口湖町在住の2名。但し、やむを得ない事情がある方はご相談下さい。

(6) その他 法令等に定められている方。

優先入居対象世帯

(1) 同居する親族に18歳未満の子が3人以上いる世帯。(多子世帯)

(2) 20歳未満の子を扶養する所得税法に規定する寡婦。

(3) その他公営住宅法に定められている方。

申込方法及び必要書類

都市整備課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、必要な書類をそろえて受付期日内に都市整備課に申し込みをしてください。(郵送不可)

【申し込み時に必ず提出していただく書類】

・町営住宅入居申込書・世帯全員住民票

・所得証明書(平成16年分、市町村長が発行したもの)

・納税証明書(平成16・17年度)

・連帯保証人の保証能力を証する書類(所得証明書等2名分)

・戸籍謄本(母子世帯の方)・婚約証明書(婚約者と入居申込される方)

その他、必要に応じ、必要な書類を提出していただくことがあります。

選考方法

公営住宅法及び富士河口湖町営住宅入居者選考委員会条例の規定に基づき、入居者選考委員会において入居者資格対象者を決定します。資格対象者が多数の場合は後日、有資格者を対象に抽選により入居者を決定します。

入居開始日 平成18年8月から(予定)

入居申込受付期間及び場所

4月17日(月)～4月28日(金)

午前9時から午後5時まで(昼休みは除く、また、土日曜、祭日も除く)に町役場都市整備課へ

入居収入基準

月額所得金額が200000円以下であること。

月額所得額についてはお問合わせ下さい。

その他

・駐車場は、原則として1世帯につき1台で、

駐車許可を取って下さい。また2台目以降の

駐車についてはご相談下さい

・駐輪場は、1世帯に1台分です。

ご不明な点は、町都市整備課(72'1976)にお尋ねください。

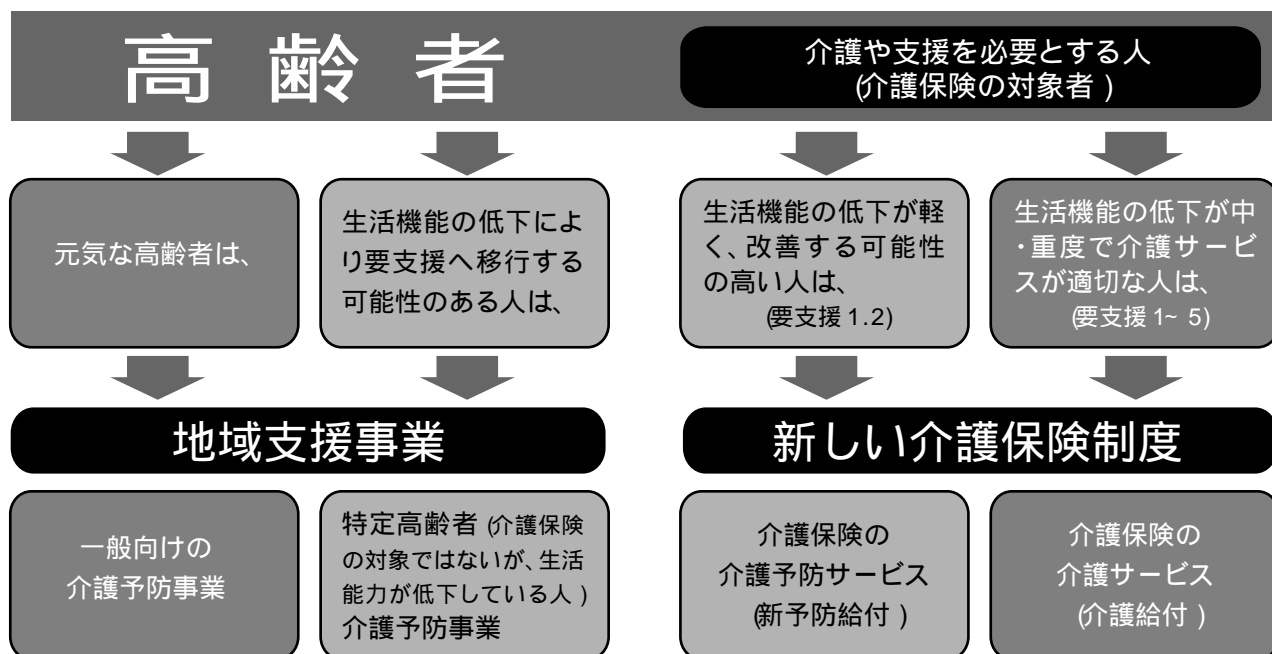
H18年 4月スタート

はじまります！ 介護予防サービス

～ 介護予防給付と地域支援事業で支える元気な暮らし～

元気な人がなるべく要介護にならないように、また要介護になってからも地域で自立した生活が送れるように、平成 18年度から「新しい介護保険制度」と「地域支援事業」の 2 本柱で、高齢者を連続的に支えていきます。

この制度の目的は、高齢者ができる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする取り組みです。いつまでも自分らしく生活するために、自立支援のお手伝いを行います。



H18 年4月から介護予防や地域の高齢者の総合的な相談の拠点として、健康増進課に「地域包括支援センター」が設置されます。

= 地域包括支援センターが行うおもな事業 =

地域の高齢者への総合的な支援 (包括的支援事業)

介護予防ケアマネジメント

介護予防対象者の選定や介護予防プランの策定、評価などを行います。

平成 18年 4月 1日から有効期間のはじまる要支援 1・要支援 2の方の介護予防サービスの利用のためのケアプラン作成は富士河口湖町地域包括支援センターが行います。

地域支援の総合相談

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護虐待防止事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

地域のケアマネージャーなどの支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネージャーの後方支援を行います。

高齢者生活機能「基本チェックリスト」 ~あなたの生活機能をチェックしてみましょう~

No.	質 問 項 目	回 答 (いずれかに を)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0 . はい	1 . いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0 . はい	1 . いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0 . はい	1 . いいえ
4	友人の家をたずねていますか	0 . はい	1 . いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0 . はい	1 . いいえ
6	階段を手すりや壁につたわずに昇っていますか	0 . はい	1 . いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 . はい	1 . いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	0 . はい	1 . いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1 . はい	0 . いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1 . はい	0 . いいえ
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1 . はい	0 . いいえ
12	身長 c m 体重 k g (BMI = 注)	1 . 18.5未満	0 . 18.5以上
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 . はい	0 . いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 . はい	0 . いいえ
15	口の渇きがきになりますか	1 . はい	0 . いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0 . はい	1 . いいえ
17	去年と比べて外出の回数が減っていますか	1 . はい	0 . いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか	1 . はい	0 . いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 . はい	1 . いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 . はい	0 . いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1 . はい	0 . いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 . はい	0 . いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 . はい	0 . いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない	1 . はい	0 . いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1 . はい	0 . いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5未満の場合に該当する。

例えば身長 160cm 体重 50kgの場合 BMIは 50(kg)÷ 1.6(m)÷ 1.6(m)= 19.5

「1」にチェックがついた場合、運動機能の低下、閉じこもり、口腔機能の低下、低栄養、認知症、うつなど、何らかの原因によって生活機能の低下が心配されます。町の健康増進課や地域包括支援センター、主治医等に相談してみましょう。

健康増進課 (72 - 6037) 地域包括支援センター (72 - 1999)

あなたも輝きませんか？ プラチナサポーター募集！

50歳代以上の中高年世代の前向きなライフスタイルを指して「プラチナ世代」と呼ばれています。

町では熟年層のみなさんに町で開催する介護予防教室の実践拡大に向けて『プラチナサポーター養成講座』を開催します。

『プラチナサポーター』とは町で開催する高齢者を対象とした介護予防教室にスタッフとして参加するとともに、地域住民と共に住み慣れた地域の中で高齢者がいつまでも元気でいきいきと過ごせるために働きかけを行います。同時にサポーターのみなさんもプラチナのように光り輝く充実した生活が過ごせまよう積極的に活動してみませんか。

下記のとおり『プラチナサポーター養成講座』を開催しますので3月17日までに健康増進課にお申込みください。

プラチナサポーター養成講座

日時：平成18年3月23日(木) 午前9時~午前11時30分

場所：富士河口湖町役場 コンベンションホール

内容：介護保険制度について、老年学の知識、運動の効果について、いきいきと元気に過ごすために詳しい問合せ及び受講申込みについては、健康増進課(72-6037)までお願いいたします。

介護保険が変わります **PART 2**

平成18年4月1日から福祉用具貸与・福祉用具購入の支給が変わります。

自分に合った適切な用具を使いましょう

不適切な用具の使用が心身機能の低下を招くおそれもあります。利用する方が自立した日常生活を送れるよう、心身の状態や介護者の状況などの環境をしっかりと把握し、適切な福祉用具を選びましょう。

福祉用具貸与について

要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与 福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与します。

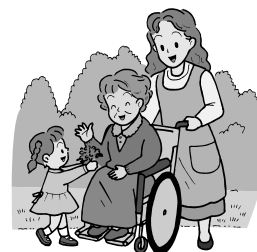
要介護1～5の方

福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。



福祉用具貸与の対象品目

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 車いす | 7 手すり(工事を伴わないもの) |
| 2 車いす付属品 | 8 スロープ(工事を伴わないもの) |
| 3 特殊寝台 | 9 歩行器 |
| 4 特殊寝台付属品 | 10 歩行補助つえ |
| 5 床ずれ防止用具 | 11 認知症老人徘徊感知機器 |
| 6 体位変換器 | 12 移動用リフト(つり具の部分を除く) |



- * 要支援1・2又は要介護1の方は原則として上記7・8・9・10を除く品目については、保険給付の対象となりません(ただし厚生労働大臣が定める基準により認められる場合は例外的に対象となります。)。また、現在利用している方は、平成18年4月1日から6ヶ月間の経過措置がとられます。
- * 福祉用具の貸与については少なくとも6ヶ月に1度その必要性が見直されることとなります。

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

平成18年4月1日からは、事前に都道府県から指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が保険給付の対象になります。

また、適切な福祉用具が選定され、利用されるよう指定事業所(現在各事業所では都道府県に対して指定申請を行っています。)には新たに福祉用具専門相談員が配置され、専門的知識に基づき相談に応じ利用する方の身体状況に合わせアドバイスを行います。

要支援1・2の方

特定介護予防福祉用具販売 介護予防に役立つ入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入することができます。

要介護1～5の方

特定福祉用具販売 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入することができます。

特定福祉用具販売の対象品目

支給の対象は、次の5種類です。

- | | | | |
|-----------------|--------|----------|--------|
| 1 腰掛便座 | 2 特殊尿器 | 3 入浴補助用具 | 4 簡易浴槽 |
| 5 移動用リフトのつり具の部分 | | | |

* 年間10万円までが限度で、その1割が自己負担になります。(毎年4月1日から1年間)

